

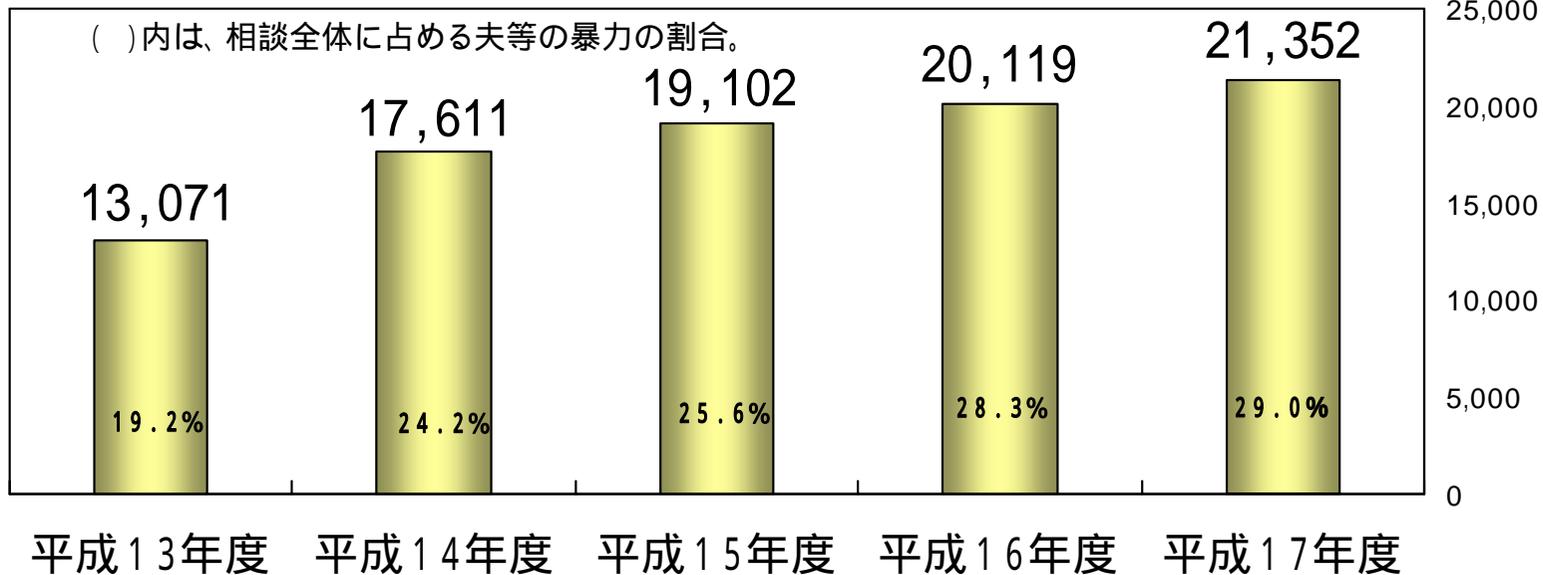
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(件数)



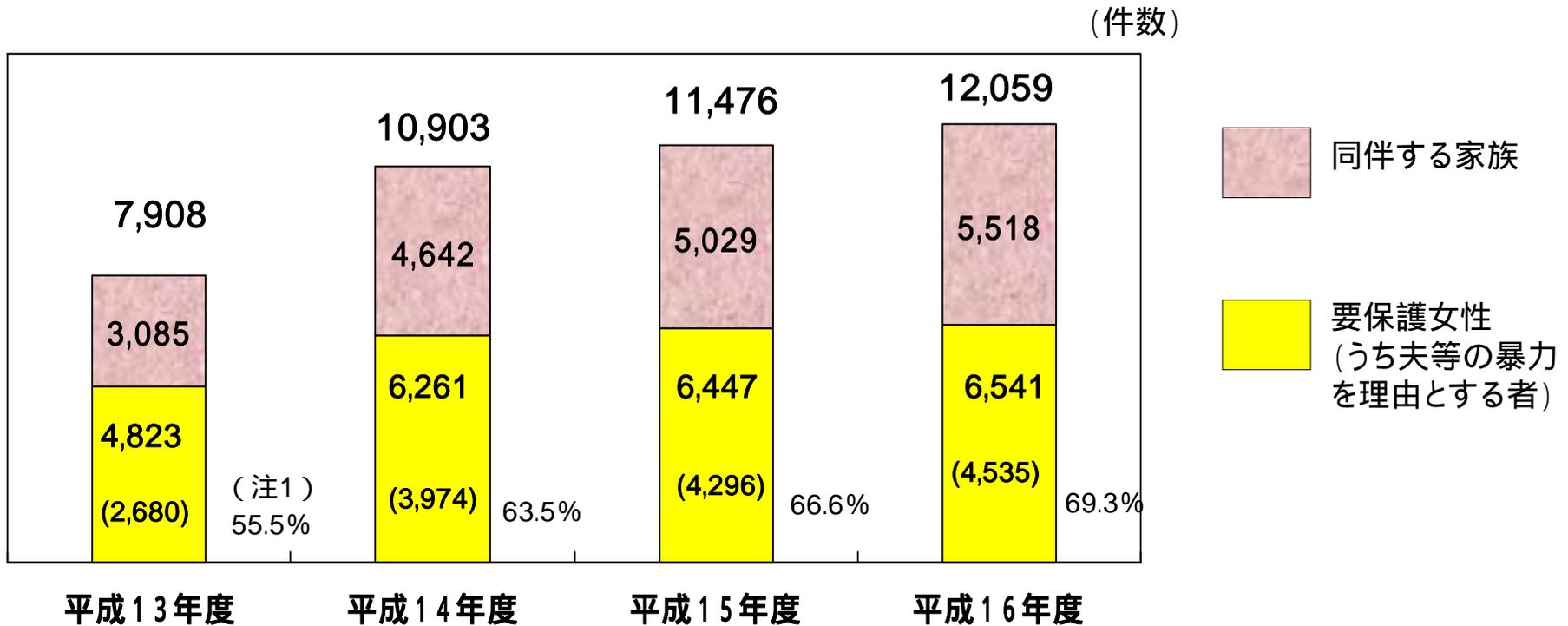
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所における一時保護

婦人相談所一時保護所において一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、年々増加。

主訴別内訳をみると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が高まっている。

要保護女性の平均在所日数は15.0日(平成16年度)



DV被害者の一時保護委託

平成14年度に一時保護委託制度を創設。

平成16年度における一時保護委託人数は、3,155人(被害女性1,348人、
同伴家族1,807人)、平均在所日数14.2日となっている。

一時保護の委託契約施設については、平成18年4月1日現在で229施設。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成18年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	婦人保護施設	児童養護施設 乳児院	障害児者施設	老人関係施設	救護施設	その他	合計
か所数	83(82)	81(61)	18(18)	23(24)	9(4)	7(3)	4(4)	4(2)	229 (198)

注1)()内は、平成17年3月1日現在

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

